

キルギスにおける外国人の在留可能期間延長措置のお知らせ

令和3年6月25日

●キルギス政府（デジタル開発省）は、6月25日付の公式サイトにおいて、キルギス国内に滞在する外国籍者及び無国籍者に対し、コロナ感染拡大に伴う非常事態態勢の間は、在留可能期間を延長すると発表しました。

●本措置は、ビザを所持しない方、ビザなし滞在制度の期限が切れた方（※）、滞在登録期限の切れた方も対象となります。

※日本人は、60日以下の滞在であれば当地ビザが不要とされていますが、今回の決定により、滞在期間60日を超えて形式的に不法残留となっても、当面の間は問題ありません。

●ただし今後、非常事態態勢が解除された場合は、10労働日以内に更新手続きを行う必要がありますので御注意ください。

●また、出国ビザの手続きを省略してキルギスから出国することも可能とする「緑の回廊」も現在有効な状況であるとしています。

【問い合わせ先】

在キルギス日本国大使館

所在地：ビシュケク市ラザコヴァ通り16番地

16、Razzakov Str.、 Bishkek、 720040、 Kyrgyz Republic

電話番号：(0312) 300050 / 300051 FAX：300052

※「たびレジ」簡易登録をされた方でメールの配信を停止したい方は、以下のURLから停止手続きをお願いします。

<https://www.ezairyu.mofa.go.jp/tabireg/simple/delete>